

公益社団法人 白河・西郷広域シルバー人材センター

令和6年度 事業計画

I. 基本方針

令和2年当初以降、会員数や契約金額の減少など、シルバー人材センターの運営に多大な影響を及ぼしてきた新型コロナウイルスによる感染拡大も、令和5年度以降、ようやく沈静化のきざしが見えてきたところであり、雇用情勢や社会経済活動の活発化など、一日も早いコロナ禍以前の状況への完全回復が望まれるところでもあります。

厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所がさきに公表した将来人口推計によれば、全国の15～64歳の生産年齢人口は、2020年に7,508万8千人であったものが、2050年には5,540万2千人、率にして26.2%減少し、全国全市区町村の約4割で働き手が半減するという状況が見込まれているところでもあります。

こうした状況のもと、急速な少子高齢化の進展による人口減少社会の中において、「人生100年時代」を見据え、地域の高齢者が就業を通じて地域社会に貢献し、高齢者の生きがいをづくり、居場所づくりに取り組むシルバー人材センターの果たす役割は、今後、ますます重要となってくるものと思われまます。

しかしながら、シルバー人材センターを取り巻く環境は、会員の高齢化の進行、定年延長等の雇用環境の変化による新規入会会員の減少、コロナ禍による受注の減少など、依然として厳しい状況が続いており、さらに、本年秋に見込まれている「フリーランス法」の施行やそれに伴うシルバー人材センターにおける契約方法の見直し、立ち遅れているシルバーのデジタル化環境の整備など、喫緊の課題への対応が迫られております。

こうした点を踏まえ、令和6年度においては、当センターの機能・組織強化に向け、基本となる会員の加入促進及び就業機会の拡大に努めるとともに、会員・役職員相互の連携を深めながら円滑な事業運営に努め、公益法人として、地域社会の期待に応え、地域住民に親しまれ、信頼される体制づくりに務めてまいります。

II. 事業目標値

| | | | |
|-------------|--------------|----------|-------------|
| (1) 会 員 数 | 741 人 | (令和5年度実績 | 716 人) |
| (2) 受 注 件 数 | 4,300 件 | (〃 請負 | 3,820 件) |
| | | (〃 派遣 | 49 件) |
| (3) 契 約 金 額 | 4 億 2,000 万円 | (〃 請負 | 3 億 762 万円) |
| | | (〃 派遣 | 6,305 万円) |
| (4) 就 業 率 | 85% | (〃 | 81 %) |
| (5) 就業延日人員 | 67,000 人日 | (〃 請負 | 52,820 人日) |
| | | (〃 派遣 | 10,257 人日) |

※ 令和5年度実績は、令和6年2月末時点の値です。

Ⅲ. 事業計画

1 就業開拓提供事業

(1) 受託事業

センター事業の拡充を図るため、魅力ある就業機会を確保し、会員の資質向上に努めるとともに、地域住民が安心して仕事を依頼できるセンターづくりを推進します。

(2) 労働者派遣事業

適正就業を推進し、会員の就業先の拡大と契約額の増大を図るため、労働者派遣事業に取り組んでいきます。

(3) 独自事業

会員の就業機会を確保し、受託事業に依存しない独自の事業の取り組みを推進します。女性会員で組織する「みちのく工房」事業については、会員数の拡大を図りながら、日用小物などの作品を手作りし、地域イベント等で販売を行います。

(4) 有料職業紹介事業

臨時的・短期的な就業又はその他軽易業務に係る就業（雇用によるものに限る。）を希望する高齢者のために、就業機会の提供・調整を行う有料職業紹介事業の推進を図ります。

2 相談事業

地域高齢者を対象として、事務所窓口や電話などにより、センター事業及び求職・求人の相談に対応するとともに、事業内容に関する相談事業を推進します。また、会員を対象とした「就業相談会」を引き続き実施し、就業上の問題等の相談に応じます。

3 安全・適正就業推進事業

事故ゼロを目標にした安全就業を推進します。また、公益法人としての適正な契約を行うため、労働関係法規を遵守し、契約内容の確認と見直しを行い、適正就業の推進を図ります。

(1) 入会時において「ゆとり就業」のチラシを配布します。

(2) 安全対策部会委員による会員の就業先への巡回パトロールを実施し、「安全就業規則・安全就業基準」に則って安全確認・指導を実施します。

(3) 会員ミーティングにおいて就業に即した事故防止の資料を配布し、安全就業の徹底と事故防止に努めます。

(4) 各種講習・研修会等を開催し、安全就業を推進します。

(5) 自主点検表及び図面等を用いて契約内容の再点検を行い、より一層の適正就業を推進します。

(6) 同一の就業先に長期継続就業とならないよう、適正就業を推進します。

(7) 会員の健康維持のため、年1回以上の健康診断の受診を促進し、診断結果

提出の周知に努めます。

(8) 車両を使用する就業に係る会員に対して、安全指導の一環として講習会を行うとともに、道路交通法施行規則の改正に伴うアルコール検知器による検査を実施するなど、事故防止に努めます。

(9) 各職群向けに「安全就業マニュアル」を作成し、傷害事故・損害賠償事故の防止に努めます。

4 普及啓発事業

センター広報をより活発に行うため、普及啓発月間や地域の各種イベント等に積極的に参加します。

(1) パンフレット・チラシ等の配布や、みちのく工房の小物販売を通して、センター事業の紹介に努めます。

(2) 公益法人として、地域貢献のためのボランティア活動の実施や、会員・役員の口コミによるPR活動を推進します。

(3) ホームページを通して、情報提供に努めます。

(4) 新規会員募集については、月1回の説明会を開催し、併せてセンター事業のPRを行います。特に、女性部会を主体に、女性会員の拡大や就業機会拡大に重点的に取り組みます。また、会員募集チラシの全戸配布による周知や市・村の広報紙に広告を掲載するなど積極的に会員拡大に取り組みます。

(5) 「ポイントカード制度」及び「夫婦会員割引制度」について、会員に対し、さらなる周知・浸透を図ります。

5 調査研究事業

会員の就業拡大、発注者へのサービス内容の改善・充実、さらには就業機会の開拓の方法などの調査・研究を推進してまいります。

(1) 会員の就業意欲調査は、入会時の意識・希望調査に加えて、入会済み会員についても、会員の意識や希望職種の把握に努めてまいります。

(2) 事業所等の調査は、管内の事業所を訪問し、当センター向けの仕事の把握調査をしてまいります。

(3) 先進地への視察研修により、他センターの運営、事業内容及び組織体制等に関する調査・研究を実施し、今後のセンター運営に活かしてまいります。

(4) 女性会員の加入促進に向け、シルバー人材センターのイメージアップにつながる戦略・方策等について調査・研究してまいります。

(5) 新規入会者の高齢化に伴い、今後における会員のさらなる高齢化の進展に備え、多様な働き方、フレイル（老化）予防など高齢化対策について調査・研究してまいります。

(6) デジタル化社会への対応について、新たな就業機会の確保、デジタル人材の育成、業務効率化に向けて調査・研究してまいります。

(7) 高齢会員の退会抑制等に資するため、「ゴールド班」の体制整備について調

査・研究してまいります。

6 訓練研修事業

会員及び地域高齢者に対して、就業等に関する訓練研修を行い、就業機会の拡大を図ります。

(1) 入会研修

入会希望者を対象として、会員としての責務と心得やセンターの基本理念・目的、事業内容を習得するための説明会を毎月開催します。

(2) 実務研修

ア 植木・草刈・清掃等、会員の技能・技術を高めるとともに、安全就業や後継者育成を目的とした講習会を開催します。

イ 女性会員を中心として福祉・介護・家事援助等の講習会を開催します。

ウ マナーや接客対応の向上を図るため、接遇研修を実施します。

(3) 高齢者活躍人材確保育成事業

主催する県シルバー人材センター連合会と協力し、事業実施により会員拡大に努めます。

7 デジタル化への取組み

本年秋に見込まれている「フリーランス法」の施行やそれに伴うシルバー人材センターにおける契約方法の見直し、事務処理の効率化等に対応するため、インターネットを利用した会員向け専用情報提供サービスである「Smile to Smile」の活用を図るなど、立ち遅れているシルバー人材センターのデジタル化環境の整備に向けた取組みを進めてまいります。

IV. 法人管理運営

1 ガバナンス(内部統治)及びコンプライアンス(法令遵守)に基づく運営管理

公益法人として健全で透明性(情報公開)の高い法人運営と法令・定款・内部規程の遵守に努めます。

2 諸会議の開催

| | |
|------------|-------------------|
| ①総会 | 年1回 |
| ②定例理事会 | 年4回(5月、8月、11月、3月) |
| ③監事監査 | 年2回 |
| ④組織・業務委員会 | 各年2～4回 |
| ⑤安全・福祉対策部会 | 各年2～4回 |
| ⑥編集・女性部会 | 各年2～4回 |
| ⑦地域班長会議 | 年1回 |
| ⑧職群班会議 | 年1回 |

3 外部監査の実施

公益法人として、会計処理の適正実施を維持させるため、会計事務所(税理士)による監査を年2回実施します。